

西中国信用金庫

〈アプリ定期預金〉商品概要説明書

令和7年 6月23日現在

1. 商品名	・アプリ定期預金
2. 販売対象	・個人の方 (西中国信用金庫アプリ利用者に限る)
3. 期間	・定型方式 1年 ・自動継続式(元金継続)
4. 預入	
預入方法	・アプリに口座登録しているご本人さま名義の普通預金口座から振替による一括預入
預入金額	・1万円以上1,000万円未満
預入単位	・1万円単位
5. 払戻方法	・ご本人さま名義の普通預金(振替指定口座)へ振替により払い戻します。
6. 利息	
適用利率	・固定金利 ・スーパー定期の店頭表示利率に対し、年0.050%上乘せします。 ・自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期の店頭表示の利率に対し、年0.050%を上乘せします。
計算方法	・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算
利払時期	・満期日以後に一括してお支払いします。
7. 税金	・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (マル優のご利用はできません。) ※令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約される場合には、次にあげた以下の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。 ・定期預金 期限前解約利率(小数点第4位以下は切り捨て) ① 6か月未満 解約日における普通預金利率 ② 6か月以上12か月未満 約定利率×50%
9. 金利情報の入手方法	・窓口へご照会下さい。当金庫ホームページでもご確認できます。

<p>10. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時、電話：0120-67-5563）にお申出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。 その際には、お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
<p>11. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ この預金は、「自動継続自由金利型定期預金（M型）規定」および「西中国信用金庫アプリ利用規約」によりお取扱いします。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険制度に基づき元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。） ・ アプリ定期預金は通帳・証書は発行いたしません。取引内容の確認は西中国信用金庫アプリの定期口座照会メニューにてご確認ください。 ・ アプリ定期預金は総合口座の担保定期預金に組み入れることはできません。 ・ アプリ定期預金はマル優の取扱いはできません。